

# 学校いじめ防止基本方針

中野区立中野本郷小学校  
校長 福山広伸

## I 学校いじめ防止基本方針のねらい及び考え方

全教職員が「いじめ」についての認識を共有し、学校組織として、いじめの未然防止、早期発見、迅速な解決に取り組む。また、関係諸機関との連携を図ったり、保護者、地域への働きかけを行ったりすることでいじめ防止を推進していく。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等を行う組織

### いじめ対策委員会

構成員 管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭、当該学年・学級の教諭  
役割 本委員会はいじめの未然防止や早期発見のための具体的な取組を計画し、実施する。

いじめが発生した場合には、組織的に調査等を行い、迅速な解決を目指す。

## 3 具体的な取組計画

### (1)「未然防止」のための取組

- ① 全校児童一人ひとりが規律ある態度で学校生活に臨み、授業や行事に主体的に参加することで、協力することの楽しさを味わったり、自己肯定感を高めたりできるような授業作りや学級経営を行う。また、こうした活動を通して、一人ひとりがかけがえのない存在であることを伝える。
- ② 全校朝会、児童集会、学級活動などの時間を活用し、「いじめ」は絶対に許されない行為であることを強く認識させていく。
- ③ 教育活動全体を通じて人権意識を高めていくとともに、道徳心を培っていく。また、自然教材園での栽培活動などの体験活動を通して、生命尊重や共生の心を育む。

### 【具体的な取組】

- 道徳科の授業で「友情」、「個性伸長」、「生命尊重」等を主題とした内容を各学級年6回以上扱う。
- 児童同士、児童と教職員のより良い人間関係を構築するために、挨拶運動を実施する。

- ・挨拶週間：児童が自分の挨拶を振り返り、自己評価する週間。年3回実施する。
- ・代表委員による挨拶運動。(学校公開日の朝、昇降口にて実施する。)
- 情報モラル教育を充実させるために、学年に応じた内容で年1回以上の授業を行う。また、保護者も参加できる情報安全教室(ファミリールール等)を年1回開催する。
- 異学年児童の信頼関係を強めたり、協力する楽しさを味わわせたりするために、縦割り班活動を充実させる。
- 教材園での栽培活動に児童が主体的に関わることができるように、各学年毎に年間活動計画を作成し、活動内容を工夫する。

## (2)「早期発見」のための取組

- ① 日頃から児童の言動、日記等の記録を把握したり、アンケート調査を活用したりしながら「いじめ」の早期発見に努めることを生活指導連絡会等を通じて共有する。
- ② 「いじめ」で苦しんでいる友達がいたら、声をかけたり、先生や保護者に伝えたりする行動がどれかのように全校児童に働きかけていく。

### 【具体的な取組】

- 週の目標を設定する場面で、「友達を大切にしよう」「友達と力を合わせよう」等の文言を入れることで、児童の友達に関わる意識を高めていく。
- いじめに関するアンケートを年3回実施して、児童の状況を把握するとともに、実際にいじめを受けていると思われる事案がある場合には、本人、保護者及び関係者に聞き取り調査を行う。この事案や状況については生活指導連絡会で報告し、全教職員で情報を共有する。
- 中野区のいじめアンケートを活用し、いじめの実態を詳しく把握する。結果は生活指導委員会でまとめ、生活指導連絡会等で報告する。これを各学級で以後の指導に生かしていく。継続観察や継続指導が必要な案件がある場合には「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応にあたる。
- 5年生児童全員を対象として、スクールカウンセラーとの面談を実施する。
- 保護者会や個人面談でいじめ防止に関する話題にふれ、家庭との連携を図っていく。

## (3)「早期対応」の取組

- ① 教職員がいじめを発見した場合には、速やかに校長に報告し事実確認を行い、「いじめ対策委員会」とともに、その後の対応方針を決定し、実行する。対応方針等の情報は全教職員で共有し、共通した取組を行っていく。いじめに関する対応を学級担任が一人で抱え込まないように情報共有・共通理解を図り、「一人をみんなで」の意識をもち、全教職員で対応する。

### 【具体的な取組】

- 「いじめ防止対策委員会」は、いじめに対応する方針を決定するとともに、いじめを受けた児童を守る体制を確立する。休み時間の見守り、下校時の指導等事案に対応する具体的な方法を決定する。
- いじめを行った児童や保護者に対する指導も「いじめ対策委員会」が中心となって行う。いじめを行った背景についても探っていく。
- 「いじめ対策委員会」は対応状況について逐次教職員に報告し、共通理解を図る。

#### (4)「重大事態への対処」の取組内容

① 重大事態が発生した場合は、学校が主体となって事案の調査を行って対処していく。

必要に応じて、中野区や教育委員会、関係諸機関と連携し、対応を図っていく。

##### 【具体的な取組】

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、おおむね30日以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事態として教育委員会に報告するとともに、改めて学級、学年又は全校の児童にアンケート調査を行うなどして実態を把握する。
- 必要に応じて、教育委員会、中野区子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室、警察、児童相談所等との連携を図り、解決にあたる。

#### 4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、校長への報告を行い、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童とその保護者への支援を行い、学校組織として誠実に解決にあたることを伝える。また、いじめを行った児童とその保護者に対しても適切な指導・助言を行う。

#### 5 検証及び改善について

学校評価において「いじめ防止基本方針」の内容及び取組について自己評価を行い、見出された課題については改善し、次年度の取組に生かしていく。